

公益財団法人新日本奨学会

2025 年度 奨学生募集要項

公益財団法人新日本奨学会（以下『本会』という）は日本の大学または大学院に在学している学生の中から、奨学金を希望する学生（以下『奨学生』という）を下記により募集する。

記

1. 応募資格

- (1) 本会の指定した大学または大学院に在籍し、学業成績、人物ともに優秀でかつ健康な者
- (2) 学業の継続において学資の支弁が困難な者
- (3) 本会が定める、奨学生の義務（項 3）を履行できる者

2. 奨学金の支給

- (1) 奨学金の額
 - ① 大学奨学生 月額 50,000 円
 - ② 大学院修士課程奨学生 月額 60,000 円
- (2) 奨学金支給期間及び支給時期
 - ① 支給期間：2025 年 4 月から 2026 年 3 月まで
但し、新規採用の翌年度からは、学業成績・個別面談等の審査により、本会奨学生としての資格を充足していると認められた場合は継続支給を優先的に受けられるものとする。
 - ② 支給時期：6 月、7 月、10 月、1 月にそれぞれ 3 ヶ月分を直接本人口座へ振り込む
- (3) 返済義務
原則として返済義務はない。
- (4) 他奨学金との併給
原則として併給は可とする。
- (5) 奨学金の休止及び停止
 - ① 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した時は、当該休学または欠席の期間奨学金の支給を休止する。
 - ② 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要と認められた時は、奨学金の支給を停止する。

3. 奨学生の義務

(1) 生活状況報告書の提出

奨学生は生活状況報告書を年3回(7月・10月・1月)事務局に提出しなければならない。

(2) 本会行事への参加

奨学生は原則として本会行事に参加しなければならない。やむを得なく欠席する場合は、その事由を本会が妥当と認めた場合に限り欠席届の提出をもって許可する。

※本会行事(2025年度): 6月14日(土) 採用証交付式

11月15日(土) 百華会(講演会)

他 年1回のオンライン講演会

(3) 奨学生は年1回の本会事務局との個別面談(10月)を必ず受けなければならない。

(4) その他本会からの依頼事項

4. 応募手続

奨学生志望者は以下の書類を本会に大学を通じて提出すること。

(1) 奨学生願書及び付表

HPよりダウンロード。手書き不可

(2) 推薦状

在学する大学の学部長、または大学院研究科の長、その他本人を直接指導している教官の推薦状

(3) 成績証明書

前学年のもの。修士1年は学部3・4年次のもの。

5. 選考及び決定

本会は、大学の推薦を受け、選考委員会の面接、または書類選考を経て2025年5月下旬までに奨学生を決定し、大学長及び本人に通知する。

2025年度選考委員会面接日: 2025年5月17日(土)

※今年度、関西地区の大学は5月17日以前に対面にて選考面接を行う(面接日は後日連絡)

以上

問い合わせ先

公益財団法人新日本奨学会 事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21

ちよだプラットフォームスクウェア CN-309

TEL 03-5259-8331

メール info@shinnihon-shougakukai.or.jp

HP <https://shinnihon-shougakukai.or.jp>